

タクシー運賃料金表 (山梨県A地区)

実施 平成29年4月17日

山梨県A地区のタクシー運賃及び料金は、次のとおりでございます。

種 別	車 種	運 賃 及 び 料 金	
距離制運賃	特定大型車	初乗運賃 1.8kmまで	810円
		加算運賃 246mまでを増すごとに	90円
	大型車	初乗運賃 1.8kmまで	730円
		加算運賃 277mまでを増すごとに	90円
	普通車	初乗運賃 1.8kmまで	730円
		加算運賃 283mまでを増すごとに	90円
時間距離併用運賃	特定大型車	時速 10km以下の走行時間について 1分 30秒までごとに	90円
	大型車	時速 10km以下の走行時間について 1分 40秒までごとに	90円
	普通車	時速 10km以下の走行時間について 1分 45秒までごとに	90円
時間制運賃	特定大型車	30分までごとに	3680円
	大型車	30分までごとに	3460円
	普通車	30分までごとに	3250円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	2割増	
迎車回送料	無料		
障害者割引	障害者手帳・療育手帳にある写真を確認後に割引する	1割引	
運転免許返納者割引	運転経歴証明書の提示があった場合に割引する	1割引	
適 用 方 法	1 距離制運賃 (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。 (2) 運賃メーター器は、次のような高速道路走行専用距離積算機能を有するものでなければならない。 高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター（時間停止）のみが積算される機能を有するもの。 (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。 (4) 時間距離併用運賃は、走行時速 10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。ただし、高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（深夜・早朝割増時間帯を除く。）は適用しない。 (5) 割増は、距離短縮方式とする。	3 運賃及び料金の割引 (1) 障害者割引は、次による。 ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。 イ 割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間を含む）の運賃及び料金とする。 ウ 運賃及び料金の額は、距離制は運賃メーター器表示額又は時間制は上記2（2）により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。 (2) 運転免許返納者割引は、次による。 ア 運転免許返納者割引は、運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けたものに適用する。 イ 運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に割引くものとする。 ウ 運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。 エ 運転免許返納者割引は、他の割引との併用はできないものとする。	
	2 時間制運賃 (1) 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。 (2) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。 (3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引及び運転免許返納者割引のみ適用する。		